

各 位

会 社 名 ケネディクス株式会社
代表者名 代表取締役社長 川島 敦
(コード番号 4321 東証第 1 部)
問 合 せ 先 取締役経営企画担当 吉川 泰司
(TEL 03-3519-2530)

公募による新株式発行、並びに 2012 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債
及び 2016 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の交換募集による発行に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 10 月 9 日開催の取締役会において、新株式並びに 2012 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（以下「2012 年満期新株予約権付社債」といいます。）及び 2016 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（以下「2016 年満期新株予約権付社債」といい、2012 年満期新株予約権付社債と併せて、「本新株予約権付社債」と総称します。）の発行（以下「本新株及び新株予約権付社債の発行」といいます。）に関し決議致しましたので、以下の通りお知らせ致します。

【公募による新株式発行、及び新株予約権付社債の交換募集による発行の背景】

当社は、平成 21 年 9 月 17 日の中期経営計画の進捗状況にてお知らせしました通り、受託資産残高の成長とバランスシートのスリム化を同時に促進しつつ、安定的な収益構造の構築・明確化を進めており、今後も引き続き財務の健全性及び安定性を高めるべく経営努力を続け、ファンド組成等収益面での強化策を講じることで、来年以降は反転攻勢に転じる所存です。

受託資産残高の成長に関しては、平成 21 年 9 月 17 日にお知らせしております通り、アセットマネジメント業務の強化に向けてアセットマネジメント業務統括会社の設立を中心とした機能強化を図ると共に、平成 21 年 9 月 30 日に発表しております通り、更生会社パシフィックホールディングス株式会社等の支援企業候補選定に関する優先交渉権を取得するなど、諸施策を着実に進めております。

財務の健全性及び安定性強化のための施策に関しては、平成 21 年 9 月 16 日にもお知らせ致しました通り、普通株式及び新株予約権付社債について発行登録を行い、普通株式及び新株予約権付社債の発行を柔軟に行うための体制を整えておりましたが、今般、かかる体制に基づき、国内及び海外における公募による新株式発行（以下「本新株式募集」といいます。）、並びに、既存新株予約権付社債の保有者に対する本新株予約権付社債及び現金を対価とする交換の募集（以下「本交換募集」といい、本新株式募集及び本新株予約権付社債の発行と併せて「本件スキーム」といいます。）を実施することと致しました。

この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式及び転換社債型新株予約権付社債発行の発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社株式又は当社新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社株式又は当社新株予約権付社債について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定していません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国において又は米国人（1933 年米国証券法に基づくレギュレーション S に定義する。）に対して、その計算で若しくはその利益のために、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、米国における証券の公募は行われません。

本件スキームは、本年12月に可能となる当社2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（以下「既存新株予約権付社債」といいます。）の保有者による繰上償還請求（以下「繰上償還請求」といいます。）への対応を目的としており、繰上償還請求は最大で200億円（既存新株予約権付社債の現在の残高）に達することが予想される中、かかる当社の重要な経営課題への迅速な対応が、当社の全般的な財務の健全性及び安定性の強化につながるものと考えております。

本交換募集が成立した場合、本交換募集に参加される既存新株予約権付社債の保有者に対しては、既存新株予約権付社債と引換えに、一定割合の現金（以下、「交付現金」といいます。）及び、新規に発行される本新株予約権付社債（以下、交付現金と併せて「交換対価」と総称します。）が交付されます。交付現金の原資としては、主として本新株式募集の発行手取金を充当する予定です。交換対価となる(i)交付現金の金額、(ii)2012年満期新株予約権付社債の額面金額、及び(iii)2016年満期新株予約権付社債の額面金額の合計は、交換対象となる既存新株予約権付社債の額面金額と同額になります。(i)、(ii)、(iii)の各金額は、本新株式募集にかかる発行手取金の額を勘案し、本交換募集に対する応募比率に応じて決定される予定ですが、詳細につきましては、本新株式募集に係る発行価格決定後に決定の上、条件決定日に公表致します。なお、本交換募集に対する応募比率にかかわらず本新株式募集による株式の発行総額と本新株予約権付社債の発行総額の合計は200億円を上回らない予定です。

【募集の概要】

	当社普通株式	2012年満期 新株予約権付社債	2016年満期 新株予約権付社債
調達方式	国内外の一般募集及び米国における私募	既存新株予約権付社債の保有者に対する本新株予約権付社債及び現金を対価とする交換の募集	
募集株式数又は発行金額	募集株式数 575,000株 (注)但し、今後減少の可能性あり	未定	
利率	—	<u>2012年満期新株予約権付社債</u> 未定（2.0%～2.5%の範囲内で、条件決定日において開催予定の当社取締役会において決定される利率とする。） <u>2016年満期新株予約権付社債</u> 未定（8.0%～10.0%の範囲内で、条件決定日において開催予定の当社取締役会において決定される利率とする。）	
発行価格又は転換価額等決定日(条件決定日)	平成21年10月9日(金)から平成21年10月15日(木)までのいずれかの日(ロンドン時間)に、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により決定する。	条件決定日：本新株式募集の発行価格決定日と同日 当初転換価額： <u>2012年満期新株予約権付社債</u> 本新株式募集の発行価格に120%を乗じた価額に相当する金額とする。 <u>2016年満期新株予約権付社債</u> 368,839円 （平成23年11月10日（木）の東京及びロンドンにお	

この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式及び転換社債型新株予約権付社債発行の発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社株式又は当社新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社株式又は当社新株予約権付社債について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国において又は米国人（1933年米国証券法に基づくレギュレーションSに定義する。）に対して、その計算で若しくはその利益のために、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、米国における証券の公募は行われません。

		ける2営業日後の日（以下、「修正効力発生日」といいます。）以降、（1）時価相当額の95%又は（2）修正効力発生日に先立つ15取引日前の日に有効な転換価額のいずれか低い金額に修正される。但し、本新株式募集の発行価格に70%を乗じた価額に相当する金額を下限とする。）
転換可能期間 （新株予約権の行使期間）	—	<u>2012年満期新株予約権付社債</u> 平成21年11月24日（火）から 平成24年10月26日（金）まで <u>2016年満期新株予約権付社債</u> 平成23年11月10日（木）の後最初の東京及びロンドンにおける営業日から 平成28年10月26日（水）まで
払込期日	平成21年10月26日（月）	平成21年11月9日（月）
償還期日	—	<u>2012年満期新株予約権付社債</u> 平成24年11月9日（金） <u>2016年満期新株予約権付社債</u> 平成28年11月9日（水）
資金使途	その全額を本交換募集その他による既存新株予約権付社債等（以下に定義されます。）の取得資金並びに既存新株予約権付社債の繰上償還資金の一部に充当する予定。	既存新株予約権付社債の払込みにより発行するため、これによる資金調達はありません。

本交換募集及び本新株式募集の詳細並びに2012年満期新株予約権付社債及び2016年満期新株予約権付社債の募集の詳細については、別紙に記載の通りです。

【本新株式募集の意義と特徴】

いわゆる米国のサブプライム問題に端を発した世界的な金融危機は我が国の資本市場及び不動産市場にも大きな影響を与えましたが、特に昨年9月のいわゆる「リーマンショック」以降しばらくの期間においては、当社を含めた不動産アセットマネジメント事業者の資金繰りを著しく困難ならしめるような資金流動性の極端な低下が続いていました。しかしながら、かかる金融危機に協調して対応し問題を克服していこうという世界各国の政府・金融当局の強いコミットメントと抜本的な対応策の実施の結果、世界の資本市場における流動性は徐々に回復し、不動産市場においても回復の兆しが見られる環境となりました。

こうした金融・不動産市場環境の改善の下、当社としては、本新株式募集と本交換募集の組み合わせを以って、大規模なエクイティ資金を調達しながらも、それにより自己資本の充実が図られ、既存新株予約権付社債の繰上償還請求という重要な経営課題が解決されることが、今後の企業価値の向上に繋がり既存株主の利益にも資すると判断致しました。そして、それらがひいては当社の財

この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式及び転換社債型新株予約権付社債発行の発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社株式又は当社新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社株式又は当社新株予約権付社債について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定していません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国において又は米国人（1933年米国証券法に基づくレギュレーションSに定義する。）に対して、その計算で若しくはその利益のために、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、米国における証券の公募は行われません。

務の健全性と安定性を達成する手段となるだけでなく、今後の我が国の不動産市場において当社の事業を更に成長させる礎となるものと判断するに至りました。

今般の本新株式募集にあたっては、平成 21 年 9 月 16 日に実施した普通株式の発行登録に基づき国内市場において新株式の募集を行うだけでなく、同時に海外市場においても新株式の募集を行い、それらを総合することにより、大規模なエクイティ資金を迅速に調達することを目的としております。また、迅速かつ大規模な資金調達を達成するため、株式引受業務及び転換社債（新株予約権付社債）に関する業務について豊富な実績を有する U B S 証券会社を本新株式募集の唯一の引受人とし、主として国内及び海外の機関投資家に対して募集・勧誘を実施せしめることと致しました。

なお、本新株式募集に係る条件決定は、関係法令の許容する範囲内において原則として短期間のうちに完了し、当社の株価変動が条件決定に影響を及ぼすリスクを極力抑えることを予定しております。

【本交換募集の意義と特徴】

本交換募集の基本的な考え方として、既存新株予約権付社債の保有者が募集に応じて下さることにより、応募された既存新株予約権付社債について一定割合の現金と本新株予約権付社債との交換が行われることとなり、本新株予約権付社債部分については本年 12 月に到来する既存新株予約権付社債の繰上償還請求がなされる場合と比べて資金流出を抑制することができることとなります。したがって、当社としては、本交換募集が成立することが、当社の財務の健全性と安定性の強化に大きく資する結果に繋がると考えており、既存新株予約権付社債の保有者が、本交換募集に広く応募されることを期待しています。加えて、本新株予約権付社債は、既存新株予約権付社債に比べて、実質的に償還年限が延長されておりますが、転換価額の引き下げ、表面利率の引き上げ、及び繰上償還価格の引き上げ等を行うことにより、既存新株予約権付社債の保有者にとって本交換募集へ応募することが繰上償還請求を行う場合に比して十分に経済合理性が確保された選択肢となることを意図しております。また、当社は、本交換募集を実施するに当たって、既存新株予約権付社債の保有者の様々なニーズに応えるため、2 つの異なる特徴を持つ新株予約権付社債と現金の組み合わせを対価として提供することとしております。

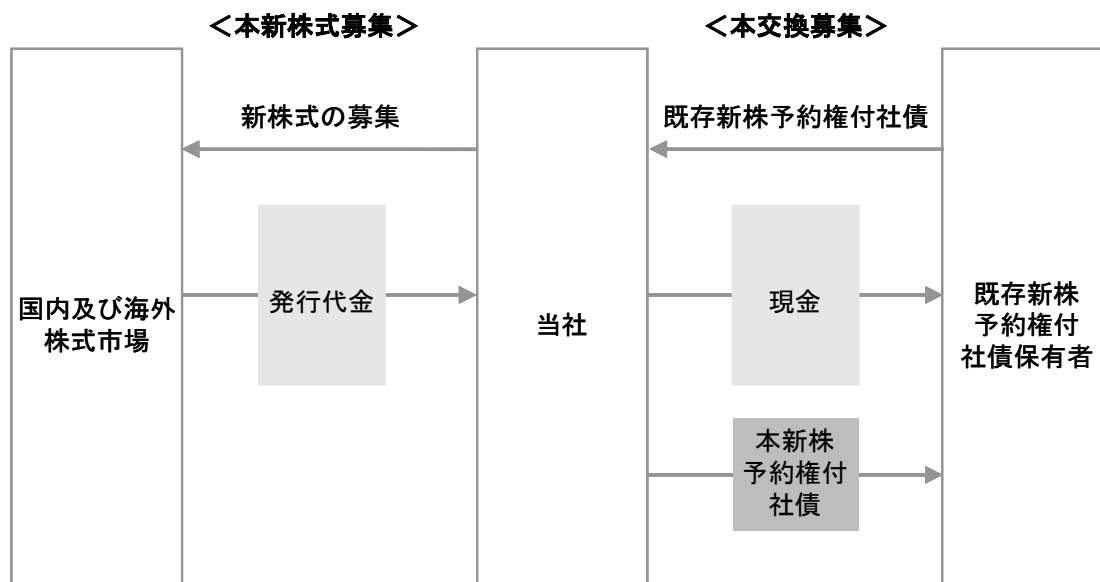
なお、本新株式募集に係る新株式の発行は、既存新株予約権付社債の額面総額の 85%以上（以下「最低応募比率」といいます。）について応募がなされることを含む本交換募集成立のための条件が満たされることが、その前提条件の一つとなっており、既存新株予約権付社債の保有者の方が本年 12 月の繰上償還請求に係る償還請求権の行使を志向し、本交換募集への応募が最低応募比率に達しないこととなる場合には、本交換募集が成立しない可能性があります。かかる場合においては、原則として本新株式募集による資金も調達されない結果となり、繰上償還請求に対応し得る当社の手元資金が大きく減少することとなる点にご留意ください。

本交換募集により取得する既存新株予約権付社債については、速やかに消却することとし、また、本新株予約権付社債の条件については、下記に記載の通り、既存株主利益の希薄化に配慮することと致します。本交換募集の概要については、下記「別紙 1. 本交換募集の概要」をご参照ください。

この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式及び転換社債型新株予約権付社債発行の発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社株式又は当社新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社株式又は当社新株予約権付社債について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国において又は米国人（1933 年米国証券法に基づくレギュレーション S に定義する。）に対して、その計算で若しくはその利益のために、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、米国における証券の公募は行われません。

なお、当社は、既存新株予約権付社債の繰上償還等に対応できると誠実に判断した場合には、その裁量により、2009年10月23日までに最低応募比率を含む諸条件を変更し、または本交換募集を中止することがあります。

【本件スキーム図】



(注) 発行代金の一部は、既存新株予約権付社債等の取得資金や既存新株予約権付社債の繰上償還資金に充当される予定です。

【本件スキームにおけるその他の特徴】

- 本新株予約権付社債のうち、2012年満期新株予約権付社債については、当初の転換価額について一定の転換プレミアムを設定することを予定しており、既存株主利益の希薄化に配慮しつつ着実な資本拡充が期待できる商品性とし、他方、2016年満期新株予約権付社債については、2012年満期新株予約権付社債に比して高クーポンとしつつ、発行後2年間は新株予約権の権利行使ができないこととし、また、当社の選択によりその行使期間開始前に額面金額相当額で償還することができるようにすることにより、既存株主利益の希薄化により配慮した負債性の強い商品とする予定です。
- 本交換募集の対価に占める現金の比率（以下「現金比率」といいます。）は、主に本新株式募集による調達金額と本交換募集の応募比率により左右されます。本新株式募集による調達金額の増加は本交換募集へ充当可能な現金の増加を意味し、本交換募集の応募比率の上昇は繰上償還請求の対象となる既存新株予約権付社債の額面金額の減少（繰上償還のための必要現金額の減少）を意味するため、いずれの要素も現金比率を上昇させることを可能ならしめる要因となります。なお、応募比率の上昇は、原則として、当社の本交換募集及び既存新株予約権付社債の繰上償還に要する現金必要額の総額を減少させる方向に働きます。

この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式及び転換社債型新株予約権付社債発行の発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社株式又は当社新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社株式又は当社新株予約権付社債について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国において又は米国人（1933年米国証券法に基づくレギュレーションSに定義する。）に対して、その計算で若しくはその利益のために、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、米国における証券の公募は行われません。

- 本交換募集にかかわらず、当社は、既存新株予約権付社債、及び既存新株予約権付社債を原資産として特別目的会社等が発行したリパッケージ債券（以下「リパッケージ債」といい、既存新株予約権付社債と併せて「既存新株予約権付社債等」と総称します。）を現金を対価として買い付けること（以下「別途買付け」といいます。）がありますが、かかる別途買付けの決済条件（決済日、対価、クローリングの前提条件を含みますがそれに限りません）は、本交換募集の決済条件と異なる可能性があります。なお、本交換募集の応募比率の算定に当たっては、別途買付けにより取得した既存新株予約権付社債等の額面総額についても本交換募集に応募されたものとみなします。

【本件スキーム全体のスケジュール】

日程	本新株式募集	本交換募集
10月9日(金)	本新株式の発行決議	本新株予約権付社債の発行決議
10月9日(金)から 10月15日(木)までの いずれかの日	本新株式募集の条件決定	本交換募集の条件決定及び 本交換募集の応募期間の開始
10月23日(金)		本交換募集の応募期間の終了、応募 比率、本交換募集の成否、交換比 率及び本新株予約権付社債の発行 金額確定
10月26日(月)	本新株式募集に係る払込み	
11月9日(月)		本新株予約権付社債の発行及び本 交換募集の決済

この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式及び転換社債型新株予約権付社債発行の発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社株式又は当社新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社株式又は当社新株予約権付社債について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国において又は米国人（1933年米国証券法に基づくレギュレーションSに定義する。）に対して、その計算で若しくはその利益のために、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、米国における証券の公募は行われません。

1. 資金使途

(1) 調達資金の見込み額

払込金額の総額	14,705,000 千円
発行諸費用の概算額	430,532 千円
差引手取概算額	14,274,468 千円

(2) 調達資金の使途

本新株式募集による調達資金は、その全額を本交換募集又は別途買付けによる既存新株予約権付社債等の取得資金並びに既存新株予約権付社債の繰上償還資金の一部に充当する予定です。

(3) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(4) 業績に与える見通し

本新株及び新株予約権付社債の発行により、当社が平成 21 年 8 月 10 日付で公表している業績予想への修正はありません。

(注) 調達資金の見込み額は、募集による新株式発行の発行株式総数 500,000 株（引受人に付与する新たに追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株数 75,000 株を除きます。）を前提に概算しております。

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は株主への利益還元を経営の重要な課題と位置づけ、連結業績に応じた配当を継続的に行うことを基本方針としております。

(2) 配当決定に当たっての考え方及び内部留保資金の使途

当社は配当につきましては、業績の動向、将来の成長のための内部留保の充実及び配当性向等を総合的に勘案して配当額を決定するものと考えております。

(3) 過去 3 決算期間の配当状況等

	平成 18 年 12 月期	平成 19 年 12 月期	平成 20 年 12 月期
1 株当たり当期純利益（連結）	31,750.48	24,833.95	△17,062.66
1 株当たり年間配当金	3,000	2,350	—
実績配当性向	10.3	10.4	—
自己資本当期純利益率（連結）	27.4%	29.9%	△20.2%
純資産配当率（連結）	2.8%	3.1%	—

(注) 1. 1 株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
 2. 株主資本利益率は、決算期末の当期純利益を株主資本（期首・期末の平均）で除した数値であります。
 3. 株主資本配当率は、年間配当総額を株主資本（期首・期末の平均）で除した数値であります。

3. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 今回の公募増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	636,982 株	(平成 21 年 9 月 30 日現在)
公募増資による増加株式数	575,000 株	
公募増資後の発行済株式総数	1,211,982 株	

この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式及び転換社債型新株予約権付社債発行の発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社株式又は当社新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社株式又は当社新株予約権付社債について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定していません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国において又は米国人（1933 年米国証券法に基づくレギュレーション S に定義する。）に対して、その計算で若しくはその利益のために、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、米国における証券の公募は行われません。

(注) 公募増資による増加株式数および公募増資後の発行済株式総数は平成 21 年 10 月 9 日現在の見込みであり、今後減少する可能性があります。

(3) 潜在株式による希薄化情報等

本新株予約権付社債について転換価額が未定であり、また、既存新株予約権付社債との交換比率も未定であるため、算出しておりません。決定次第お知らせ致します。

(4) 過去 3 年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

① エクイティ・ファイナンスの状況

発行形態	発行日	発行株数	発行価格	発行価額	払込金総額
公募増資	平成 19 年 9 月 3 日	50,000 株	170,720 円	163,680 円	8,184,000 千円
第三者割当増資 (注)	平成 19 年 10 月 3 日	7,500 株	163,680 円	163,680 円	1,227,600 千円

(注) 平成 19 年 9 月 3 日発行の公募増資に伴うグリーンシュエアオプションの行使によるものです。

発行形態	発行日	発行総額	転換価額	転換率
2011 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債	平成 18 年 12 月 15 日	20,000 百万円	368,838.5 円	0.0%

(注) 転換価額及び転換率は、平成 21 年 6 月 30 日現在のものです。

② 過去 3 決算期間及び直前の株価等の推移

	平成 18 年 12 月期	平成 19 年 12 月期	平成 20 年 12 月期	平成 21 年 12 月期
始 値	713,000 円	540,000 円 □233,000 円	174,000 円	26,980 円
高 値	809,000 円	676,000 円 □261,000 円	189,000 円	59,900 円
安 値	387,000 円	466,000 円 □148,000 円	10,500 円	5,030 円
終 値	537,000 円	466,000 円 □181,000 円	25,180 円	34,600 円
株 価 収 益 率	18.4 倍	8.0 倍	一倍	一倍

- (注) 1. 平成 21 年 12 月期の株価等については、平成 21 年 10 月 8 日現在で記載しております。
 2. 株価収益率は、当該決算期末 (平成 21 年 12 月期については平成 21 年 10 月 8 日現在) の株価 (終値) を 1 期前の 1 株当たり当期純利益 (連結) で除した数値であります。
 3. 当社は平成 19 年 6 月 30 日を基準日として普通株式 1 株を 2 株とする株式分割を実施しており、□印は株式分割権利落後の株価であります。

(5) ロックアップについて

当社は、本新株式募集の発行価格等決定日から払込期日の 90 日後までの期間について、引受人の事前の書面による承諾を得ることなく、当社普通株式又は当社普通株式に転換若しくは交換できる証券の発行及びこれに類する一定の行為 (本新株式募集、既存新株予約権付社債の転換による当社普通株式の発行、2012 年満期新株予約権付社債及び 2016 年満期新株予約権付社債の発行及びこれらの転換による自己株式の交付又は当社普通株式の発行、株式分割に伴う当社普通株式の発行並びにインセンティブプランに基づき当社又は当社の関係会社の従業員又は役員に対してなされる新株予約権等の発行及びこれらの行使による当社普通株式の発行又は自己株式の交付を除く。)を行わないことに合意する予定です。上記期間満了後、当社は上記行為を行うことができるようになりますが、当該行為が行われた場合には、当社株式の市場価格はその影響を受ける可能性があります。

この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式及び転換社債型新株予約権付社債発行の発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社株式又は当社新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社株式又は当社新株予約権付社債について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国において又は米国人 (1933 年米国証券法に基づくレギュレーション S に定義する。) に対して、その計算で若しくはその利益のために、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、米国における証券の公募は行われません。

本交換募集の概要

- (1) 買付けの対象 残存する既存新株予約権付社債の全て（社債総額 20,000,000,000 円相当）
- (2) 買付けの対価 別紙 3 に記載の 2012 年満期新株予約権付社債及び別紙 4 に記載の 2016 年満期新株予約権付社債並びに現金の組み合わせとし、買付ける既存新株予約権付社債の額面金額と、対価として交付する 2012 年満期新株予約権付社債及び 2016 年満期新株予約権付社債の額面金額並びに現金の合計額を同額とする。
なお、対価として交付する 2012 年満期新株予約権付社債及び 2016 年満期新株予約権付社債の額面金額並びに現金の比率については、本新株式募集による調達金額及び本交換募集に対する応募水準に応じて決定するものとするが、詳細については本新株式募集にかかる発行価格等決定日において、その払込金額の総額等を勘案して決定する。
- (3) 交換募集期間 2009 年 10 月 12 日（月）から 2009 年 10 月 16 日（金）までのいずれかの日から 2009 年 10 月 22 日（ロンドン時間）まで
- (4) 既存新株予約権付社債の取得予定総額 200 億円（上限）
- (5) 決済日 2009 年 11 月 9 日（ロンドン時間）
- (6) ディーラー・マネージャー UBS Limited
- (7) 本交換募集に関し必要な一切の事項の決定及びその実行は、条件決定日において開催予定の当社取締役会において定めるところによるほか当社代表取締役に一任する。

この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式及び転換社債型新株予約権付社債発行の発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社株式又は当社新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社株式又は当社新株予約権付社債について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定していません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国において又は米国人（1933 年米国証券法に基づくレギュレーション S に定義する。）に対して、その計算で若しくはその利益のために、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、米国における証券の公募は行われません。

本新株式募集の概要（発行要項）

- (1) 募集株式の種類及び数
 下記①乃至③の合計による当社普通株式 575,000 株
 ①下記(4)①記載の国内における一般募集（以下「国内一般募集」という。）にかかる当社普通株式
 ②下記(4)②記載の海外市場における募集（以下「海外募集」という。）にかかる当社普通株式
 ③下記(4)③記載の 1933 年米国証券法セクション 4(2)に基づく私募（以下「米国私募」という。）にかかる当社普通株式
 また、海外募集に関し、引受人に対して新たに追加的に発行する当社普通株式 75,000 株を買い取る権利を付与する（上記②の海外募集に係る当社普通株式には、この 75,000 株が含まれる。）
 （国内一般募集、海外募集及び米国私募の最終的な内訳は、需要状況等を勘案の上、(2)に記載の発行価格等決定日に確定する。）
- (2) 払込金額の決定方法
 2009 年 10 月 9 日(金)から 2009 年 10 月 15 日(木)（いずれもロンドン時間）までのいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により決定する。なお、払込金額は、いずれも、発行価格（募集価格）から下記(5)記載の引受人の対価相当額を控除した金額とし、当社が払込みを受ける金銭の額は、国内一般募集及び海外募集については払込金額、米国私募については発行価格（募集価格）とする。
 なお、新株式の払込金額の総額と本新株予約権付社債の発行総額の合計は 200 億円を上回らないものとする。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた金額とする。
- (4) 募集方法
 ①国内一般募集
 国内における一般募集を行い、UBS 証券会社（以下「引受会社」という。）に、全株式を買取引受けさせる。
 ②海外募集
 欧州を中心とする海外市場（但し、米国を除く。）における一般募集を行い、引受会社に、全株式を買取引受けさせる。
 海外募集は UBS Limited を通じて行うものとし、かかる海外投資家に対する販売に関して、平成 21 年 10 月 22 日（木）までの間、引受会社に上記(1)記載の追加的に発行する当社普通株式を買取る権利を付与する。
 ③米国私募
 UBS 証券会社を私募の取扱人として（但し、米国内においては UBS

この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式及び転換社債型新株予約権付社債発行の発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社株式又は当社新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社株式又は当社新株予約権付社債について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定していません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国において又は米国人（1933 年米国証券法に基づくレギュレーション S に定義する。）に対して、その計算で若しくはその利益のために、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、米国における証券の公募は行われません。

Securities LLC を通じて行なう。)、米国投資家に対し、1933 年米国証券法セクション 4(2)に基づく私募を行う。

国内一般募集及び海外募集並びに米国私募は、上記(1)記載の株数を目途に行われるが、その最終的な内訳は、需要状況等を勘案の上、発行価格等決定日に決定する。

なお、国内一般募集及び海外募集並びに米国私募における発行価格(募集価格)は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日における株式会社東京証券取引所市場第一部の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に 0.90~1.00 を乗じた価格(1 円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況等を勘案した上で発行価格等決定日に決定する。

- (5) 引受人の対価 国内一般募集及び海外募集については、引受手数料は支払わず、これに代わるものとして国内一般募集及び海外募集における発行価格(募集価格)と引受人により当社に払い込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
米国私募については、引受けは行われず、UBS 証券会社に対し私募の取扱いにかかる手数料が支払われる。
- (6) 申込期間 (国内一般募集) 発行価格等決定日の翌営業日(日本時間)
- (7) 払込期日 平成 21 年 10 月 26 日(月)
- (8) 申込株数単位 1 株
- (9) 資金使途 その全額について、既存新株予約権付社債及びリパッケージ債の取得資金並びに既存新株予約権付社債の繰上償還資金の一部に充当する予定
- (10) 払込金額、発行価格(募集価格)、その他国内一般募集、海外募集及び米国私募に必要な一切の事項の決定は、当社代表取締役に一任する。
- (11) 本交換募集がその成立条件を満たさなかった場合には、本新株発行は中止する。但し、当社が既存新株予約権付社債の繰上償還等に対応できるものとして、平成 21 年 10 月 23 日までにその裁量により本交換募集の条件を変更し又は本交換募集を中止した場合には、この限りでない。
- (12) 新株式の発行及び募集は、日本及びその他関係諸国における各種の適用法令に基づく届出及び許認可を条件とする。なお、上記(1)記載の追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象である当社普通株式については、発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合がある。

この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式及び転換社債型新株予約権付社債発行の発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社株式又は当社新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社株式又は当社新株予約権付社債について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定していません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国において又は米国人(1933 年米国証券法に基づくレギュレーション S に定義する。)に対して、その計算で若しくはその利益のために、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、米国における証券の公募は行われません。

2012 年満期新株予約権付社債の募集の概要（発行要項）

1. 種類

当社が The Law Debenture Trust Corporation p. l. c.（以下「受託会社」という。）との間で 2009 年 11 月 9 日（予定）（ロンドン時間、以下別段の表示のない限り同じ。）付をもって締結する信託証書（以下「信託証書」という。）に基づき発行する 2012 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（以下本別紙 3 において「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）。

2. 本新株予約権付社債の券面

本新株予約権付社債につき、本新株予約権付社債を表章する新株予約権付社債券（以下本別紙 3 において「本新株予約権付社債券」という。）を発行するものとし、本新株予約権付社債券は記名式（Registered form）とする。

3. 本新株予約権付社債券の数量

未定（条件決定日において開催予定の当社取締役会において決定される数とする。）

4. 本新株予約権付社債の発行価格（募集価格）

本社債額面金額の 100%

5. 本社債に関する事項

(1) 本社債の発行総額（額面金額総額）

未定（条件決定日において開催予定の当社取締役会において決定される金額とする。）

但し、国内市場において募集される本新株予約権付社債及び別紙 4 記載の 2016 年満期新株予約権付社債の総額は 80 億円を上限とする。

(2) 各本社債の額面金額

100,000 円。なお、包括新株予約権付社債券の場合は、当該包括新株予約権付社債券が表章する本新株予約権付社債にかかる本社債の額面金額合計額とする。

(3) 各本社債の払込金額

本社債額面金額の 100%

(4) 本社債と引換えにする金銭の払込みに代えて金銭以外の財産を給付する旨の契約の内容

本社債を引き受ける者との間では、本社債と引換えにする金銭の払込みに代えて、当該本社債を引き受ける者が本交換募集に応募し受け付けられた既存新株予約権付社債の残存額面総額について下記 12. 記載の交換募集において定められる比率に基づき計算される金額の額面金額に相当する既存新株予約権付社債を、額面 100 円につき 100 円の価格で給付する契約を締結する予定である。

(5) 本社債の払込期日

2009 年 11 月 9 日

(6) 本社債の満期償還

2012 年 11 月 9 日（償還期限）に本社債額面金額に償還期限までの未払経過利息を付して償還する。

(7) 本社債の繰上償還

(イ) 当社の選択による繰上償還

この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式及び転換社債型新株予約権付社債発行の発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社株式又は当社新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社株式又は当社新株予約権付社債について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定していません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国において又は米国人（1933 年米国証券法に基づくレギュレーション S に定義する。）に対して、その計算で若しくはその利益のために、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、米国における証券の公募は行われません。

① 150%及び130%コールオプション条項による繰上償還

2010年11月9日以降、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下「当社普通株式の終値」という。)が、20連続取引日にわたり、(i)2012年11月9日までの期間においては各当該取引日に有効な転換価額(下記6.(5)(ハ)及び(ニ)に定める。なお、かかる20連続取引日中に一定の事由により転換価額の調整が行われた場合には、本新株予約権付社債の要項に従い、関連する権利落ち日と基準日(ともに同日を含む。)の間の期間についても転換価額の調整があったものとみなす。以下同じ。)の150%以上であった場合、又は(ii)2012年11月9日以降の期間においては各当該取引日に有効な転換価額の130%以上であった場合、当社は、その選択により、本新株予約権付社債の所持人(以下本別紙3において「本新株予約権付社債所持人」という。)に対して本新株予約権付社債の要項に従い、当該20連続取引日の末日から5日以内に、償還日から30日以上60日以内の事前の繰上償還の通知(かかる通知は取り消すことができない。)を行った上で、残存する本社債の全部(一部は不可)を本社債額面金額の100%の価額に当該繰上償還期日(同日を含まない。)までの未払経過利息を付して、繰上償還することができる。

「取引日」とは、東京証券取引所が開設されている日をいい、当社普通株式の終値が発表されない日を含まない。

② 残存金額の減少に基づく当社の選択による繰上償還

残存する本社債の額面金額総額が、下記の繰上償還の通知を行う前のいずれかの時点において、発行時の本社債額面金額総額の10%を下回った場合、当社は、その選択により、本新株予約権付社債所持人に対して本新株予約権付社債の要項に従い、償還日から30日以上60日以内の事前の繰上償還の通知(かかる通知は取り消すことができない。)を行った上で、償還日として指定された日に残存する本社債の全部(一部は不可)を本社債額面金額の100%の価額に当該繰上償還期日(同日を含まない。)までの未払経過利息を付して、繰上償還することができる。

③ 税制変更等による繰上償還

課税事由(以下に定義する。)のみにより、本社債に関する支払いに関し超過追加金(以下に定義する。)の支払義務があること及び当社が利用できる合理的な手段によってもかかる義務を回避し得ないことを当社が受託会社に了解させた場合、当社は、その選択により、いつでも、本新株予約権付社債所持人に対して本新株予約権付社債の要項に従い、償還日から30日以上60日以内の事前の繰上償還の通知(かかる通知は取り消すことができない。)を行った上で、償還日として指定された日に残存する本社債の全部(一部は不可)を本社債額面金額の100%の価額に当該繰上償還期日(同日を含まない。)までの未払経過利息を付して、繰上償還することができる。

但し、その日が本社債に関する支払いをなすべき日であると仮定した場合に当社がかかる義務により追加金の支払いをなすこととなる最初の日の90日前の日より前には上記通知をなすことはできない。また、かかる通知がなされた時点で残存する本社債の額面金額総額が発行時の本社債の額面金額総額の15%以上の場合、各本新株予約権付社債所持人は、当社に対して当該償還日の20日前までに通知することにより、当該本新株予約権付社債所持人の保有する本社債については繰上償還さ

この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式及び転換社債型新株予約権付社債発行の発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社株式又は当社新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社株式又は当社新株予約権付社債について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定していません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国において又は米国人(1933年米国証券法に基づくレギュレーションSに定義する。)に対して、その計算で若しくはその利益のために、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、米国における証券の公募は行われません。

れないことを選択する権利を有する。この場合、当社は当該償還日後の当該本社債に関する支払いにつき超過追加金の支払義務を負わず、当該償還日後の当該本社債に関する支払いは超過追加金の支払いなしになされる。

「超過追加金」とは、課税事由の結果として増加した追加金（下記 7. (1) に記載される。）から、課税事由がない場合に当社が支払うべきであった追加金を差し引いた金額をいう。

「課税事由」とは、本新株予約権の要項に定められる日以降に施行される、日本国若しくはその行政下位機関若しくは課税権を有する当局の法令規則の変更若しくは改正、又は、かかる法令規則の適用若しくは公的解釈の変更をいう。

④ 組織再編事由にかかる繰上償還

組織再編事由（以下に定義する。）が生じた場合、当社は、本新株予約権付社債所持人に対して本新株予約権付社債の要項に従い、繰上償還日から 30 日以上前に通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、原則として、当該組織再編事由にかかる組織再編行為の効力発生日までの日とする。以下「組織再編償還日」という。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、以下に述べる償還金額により繰上償還できる。

上記償還に適用される償還金額は、当社普通株式の株価、ボラティリティ及びその他の市場動向を勘案した当該償還時点における本新株予約権付社債の価値を反映する金額となるように、本新株予約権付社債の要項に定める償還日及び本新株予約権付社債のパリティに応じた一定の方式に従って（本社債の額面金額の 100%乃至 180%の範囲で）算出されるものとする。

「組織再編事由」とは、①当社による合併（当社が存続会社となる場合を除く。）に関する合併契約が当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当該合併について当社の取締役会決議がなされた場合）、②当社の資産の全部若しくは実質上全部の他の会社への売却又は譲渡（本新株予約権付社債に基づく当社の義務を譲受会社に移転又は承継させる場合に限る。）が当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当該資産の売却又は譲渡について当社の取締役会決議がなされた場合）、③当社による新設分割若しくは吸収分割（本新株予約権付社債に基づく当社の義務を新設分割設立会社又は吸収分割承継会社に移転又は承継させる場合に限る。）に関する新設分割計画若しくは吸収分割契約が当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当該新設分割若しくは吸収分割について当社の取締役会決議がなされた場合）、④当社が株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合（株主総会決議が不要の場合は、当該株式交換若しくは株式移転について当社の取締役会決議がなされた場合）、又は⑤日本法に定められたその他の組織再編行為（本新株予約権付社債に基づく当社の義務が他の会社に移転又は承継されるものに限る。）が当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当該組織再編行為について当社の取締役会決議がなされた場合）を総称していい、上記合併、事業譲渡、新設分割、吸収分割、株式交換、株式移転及びその他の組織再編行為を併せて、以下「組織再編行為」と総称する。

この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式及び転換社債型新株予約権付社債発行の発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社株式又は当社新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社株式又は当社新株予約権付社債について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定していません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国において又は米国人（1933 年米国証券法に基づくレギュレーション S に定義する。）に対して、その計算で若しくはその利益のために、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、米国における証券の公募は行われません。

⑤ 上場廃止等による繰上償還

(i) 金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）に従って、当社以外の者（以下「公開買付者」という。）により当社普通株式の公開買付けが行われ、(ii) 公開買付者が、当該公開買付けにおいて当社普通株式を取得することにより、当社が知りうる限りにおいて、当社普通株式の関連取引所（以下に定義する。）における上場が廃止となり又は上場資格を失うこととなる場合（但し、株式所有分布は、当該公開買付けによる当社普通株式の決済開始日から当該決済開始日が属する事業年度の末日まで変わらないと仮定する。）には、当社は、実務上可能な限り速やかに、但し、上記決済開始日から 14 日以内に本新株予約権付社債所持人に対して通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から東京における 14 営業日目以降 30 営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、上記 5. (7)④記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額に当該繰上償還期日（同日を含まない。）までの未払経過利息を付して、繰上償還するものとする。

上記にかかわらず、当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編行為を行う予定である旨を公開買付届出書等で公表した場合には、本 5. (7)⑤に記載の当社の償還義務は適用されない。但し、かかる組織再編行為が関連取引所による上場廃止の決定日又は上記決済開始日から 180 日後の日のいずれか早い日までに生じなかった場合には、当社は、実務上可能な限り速やかに、但し、当該いずれか早い日から 14 日以内に本新株予約権付社債所持人に対して通知したうえで、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から東京における 14 営業日目以降 30 営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を上記償還金額に当該繰上償還期日（同日を含まない。）までの未払経過利息を付して、繰上償還するものとする。

「関連取引所」とは、株式会社東京証券取引所又は当社普通株式が株式会社東京証券取引所に上場されていない場合にあっては、当社普通株式が上場されている日本国内の主たる取引所をいう。

⑥ スクイーズアウトに関する償還

当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式を対価と引換えに取得する旨の株主総会の決議がなされた場合（以下「スクイーズアウト事由」という。）、当社は、実務上可能な限り速やかに、但し、当該スクイーズアウト事由発生日から 14 日以内に本新株予約権付社債所持人に対して通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該スクイーズアウトによる当社普通株式の取得日より前で、当該通知の日から東京における 14 営業日目以降 30 営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を上記④記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額に当該繰上償還期日（同日を含まない。）までの未払経過利息を付して、繰上償還するものとする。

(ロ) 本新株予約権付社債所持人の選択による繰上償還

本新株予約権付社債所持人は、その選択により、当社に対し、2011 年 11 月 9 日（以下「任意償還日」という。）において、その保有する本社債を本社債額面金額の 105%

この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式及び転換社債型新株予約権付社債発行の発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社株式又は当社新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社株式又は当社新株予約権付社債について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国において又は米国人（1933 年米国証券法に基づくレギュレーション S に定義する。）に対して、その計算で若しくはその利益のために、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、米国における証券の公募は行われません。

の価額に当該任意償還日（同日を含まない。）までの経過利息を付して償還することを請求することができる。かかる請求をするためには、本新株予約権付社債所持人は、当該任意償還日に先立つ 30 日以上 60 日以内の期間に所定の償還通知書とともに当該本新株予約権付社債券を下記(14)記載の本社債の支払代理人に預託しなければならない。かかる通知は当社の書面による同意がない限り、取り消し又は撤回することができない。

(8) 買入消却

当社及びその子会社（本新株予約権付社債の要項に定義する。以下本号において同じ。）は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債をいかなる価格でも買入れることができる。

当社又はその子会社が本新株予約権付社債を買入れた場合には、当社は、いつでも、その選択により（当社の子会社を買入れた場合には、当該当社子会社より消却のために当該本新株予約権付社債の交付を受けた後）、当該本新株予約権付社債にかかる本社債を消却ことができ、かかる消却と同時に当該本新株予約権付社債にかかる本新株予約権は下記 6. (8) に基づき行使できなくなるにより消滅する。

(9) 債務不履行等による強制償還

信託証書又は本社債に関する義務の不履行その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の事由が生じた場合で、かつ受託会社が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより当社に対し本社債の期限の利益の喪失の通知を行った場合、当社は、本社債につき期限の利益を失い、本社債を本社債額面金額の 100% の価額に当該事由が発生した日までの未払経過利息を付して直ちに償還しなければならない。

(10) 償還の方法

償還日が営業日でないときは、その翌営業日に支払いを行う。償還日以外に支払いを行う場合、その金額の調整は行わない。

(11) 償還の場所

償還場所は、下記(14)記載の本社債の支払代理人の日本国外における所定の営業所である。

(12) 本社債の利率

未定（2.0%～2.5%の範囲内で、条件決定日において開催予定の当社取締役会において決定される利率とする。）

(13) 本社債の利息支払の方法及び期限

毎年 5 月 9 日及び 11 月 9 日に各半年分の利息を後払いで支払う。

各本社債の利息は、(i) 当該本社債にかかる本新株予約権が行使された場合には当該行使の効力発生日の直前の利払日（但し、該当日がない場合は 2009 年 11 月 9 日）後、又は(ii) 当該本社債が償還された場合には償還期日後には、これを付さない。但し、(ii) の場合において、適式な呈示がなされたにもかかわらず、支払われるべき金額の全額の支払いが不当に留保又は拒絶された場合は、この限りでない。

利払日が営業日でないときは、その翌営業日に支払いを行う。利払日以外に支払いを行う場合、その金額の調整は行わない。利息の支払場所は、下記(14)記載の本社債の支払代理人の日本国外における所定の営業所とする。

(14) 本社債の支払代理人

Sumitomo Mitsui Banking Corporation Europe Limited

(15) 本社債の担保又は保証

該当なし

この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式及び転換社債型新株予約権付社債発行の発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社株式又は当社新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社株式又は当社新株予約権付社債について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定していません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国において又は米国人（1933 年米国証券法に基づくレギュレーション S に定義する。）に対して、その計算で若しくはその利益のために、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、米国における証券の公募は行われません。

6. 本新株予約権に関する事項

(1) 発行する本新株予約権の総数

未定（条件決定日において開催予定の当社取締役会において決定される数とする。）

(2) 本社債に付する本新株予約権の数

各本社債に付する本新株予約権の数は1個とする。

(3) 本新株予約権と引換えにする金銭の払込み

本新株予約権を引き受ける者は、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 本新株予約権の割当日

2009年11月9日

(5) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数の算定方法

(イ) 種類

当社普通株式

(ロ) 数

本新株予約権の行使により当社が新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を移転（以下当社普通株式の発行又は移転を当社普通株式の「交付」という。）する当社普通株式の数は、行使された本新株予約権にかかる本社債のうち残存額面金額の総額を下記(ハ)及び(ニ)に定める転換価額で除した数とする。但し、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

(ハ) 転換価額は、当初、本新株式募集にかかる発行価格に120%を乗じた価額に相当する金額とする。

(ニ) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価（本新株予約権付社債の要項に定義する。以下同じ。）を下回る価額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（新株予約権の行使及び取得請求権付株式の取得請求権の行使の場合等を除く。）には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当りの発行又は処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割（無償割当てを含む。）又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

(6) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

(イ) 本新株予約権1個の行使に際し、当該本新株予約権にかかる本社債を出資するものとする。

この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式及び転換社債型新株予約権付社債発行の発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社株式又は当社新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社株式又は当社新株予約権付社債について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国において又は米国人（1933年米国証券法に基づくレギュレーションSに定義する。）に対して、その計算で若しくはその利益のために、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、米国における証券の公募は行われません。

(ロ) 本新株予約権 1 個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の額面金額と同額とする。

(7) 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、本新株予約権の行使は本社債の現物出資によりなされ、かつ本社債が繰上償還されると本新株予約権の行使期間が終了しこれに伴い本新株予約権は消滅する等、本社債と本新株予約権が相互に密接に関連することを考慮し、また、上記(5)(ハ)記載の転換価額を前提とした本新株予約権に内在する理論的な経済的価値と、本社債に本新株予約権を付した結果、本新株予約権付社債全体の発行に際し、本社債の利率、払込金額等のその他の発行条件により当社が得ることのできる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。

(8) 本新株予約権を行使することができる期間

2009年11月24日から2012年10月26日における下記8.(1)記載の新株予約権行使受付代理人の営業終了時(行使請求地時間)までとする。

但し、(A)当社が上記5.(7)(イ)①乃至⑥のいずれかにより本社債を繰上償還する場合(上記5.(7)(ロ)③但書記載の繰上償還を受けないことが選択された本社債を除く。)には、償還日の東京における5営業日前の日における下記8.(1)記載の新株予約権行使受付代理人の営業終了時(行使請求地時間)後、(B)本社債が上記5.(7)(ロ)により繰上償還される場合には、償還通知書が本新株予約権付社債の要項に従って上記5.(14)記載の本社債の支払代理人に預託された時より後、(C)上記5.(8)記載の買入消却の場合は、当社が本社債を消却した時より後、又は、(D)当社が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益の喪失日後は、それぞれ、本新株予約権を行使することはできないものとする。

但し、(x)いかなる場合も2012年10月26日より後は本新株予約権を行使することはできないものとし、また、(y)当社が組織再編行為を実行するために本新株予約権の行使の停止が必要であると当社が合理的に判断した場合は、本新株予約権は、当社が定める期間(かかる期間は、30日を超えることはできず、当該組織再編行為の効力発生日の14日後の日以前に終了するものとする。)は行使することができないものとする。当社は、本新株予約権付社債所持人及び受託会社に対して、上記(y)記載の本新株予約権の行使の停止を決定した旨及び停止期間を、当該停止期間が開始する30日以上前に通知するものとする。

上記にかかわらず、本新株予約権の行使の効力が発生する東京における日(かかる日が東京における営業日でない場合には、その翌営業日)が、基準日又は社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)第151条第1項に従い株主を決定するために定めたその他の日(以下「その他の株主決定日」という。)の東京における2営業日前の日(同日を含む。)から当該基準日(同日を含む。)又はその他の株主決定日までの期間のいずれかの日である場合、本新株予約権を行使することはできないものとする。また、当該基準日又はその他の株主決定日が東京における営業日ではない場合であって、本新株予約権の行使の効力が発生する東京における日が当該基準日又はその他の株主決定日の東京における3営業日前の日(同日を含む。)から当該基準日又はその他の株主決定日の直後の東京における営業日(同日を含む。)までの期間のいずれかの日であるときは、本新株予約権を行使することはできないものとする。当社が定款で定める日以外の日を基準日又はその他の株主決定日として設定する場合、当社は当該基準日又はその他の株主決定日の東京における3営業日までに受託会社及び本新株予約権付社

この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式及び転換社債型新株予約権付社債発行の発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社株式又は当社新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社株式又は当社新株予約権付社債について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定していません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国において又は米国人(1933年米国証券法に基づくレギュレーションSに定義する。)に対して、その計算で若しくはその利益のために、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、米国における証券の公募は行われません。

債所持人に対して書面にて、本新株予約権を行使することができない期間を通知するものとする。

(9) 本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(10) 本新株予約権の取得条項

本新株予約権の取得条項は定めない。

(11) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(イ) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(ロ) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記 (イ) 記載の資本金等増加限度額から上記 (イ) に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(12) 本新株予約権の行使の効力

下記 8. (1) 記載の新株予約権行使受付代理人に本新株予約権付社債券及びその他行使請求に必要な書類が預託され、その他行使請求に必要な条件が満たされた日の午後 11 時 59 分に本新株予約権の行使の請求があったものとみなされ、従って、本新株予約権の行使の効力は、かかる時刻（日本においては当該時刻に相当する翌暦日における時刻）に発生する。

(13) 本新株予約権の行使により交付する株式に端数が生じた場合の処理

上記 (5) (ロ) 記載の通り、本新株予約権の行使により当社が交付する当社普通株式の数につき、1 株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

7. 特約

(1) 追加支払

本社債に関する支払につき、日本国又はその他日本の課税権者により課せられる現在又は将来の公租公課を源泉徴収又は控除すべきことを法令により要求される場合、当社は、本新株予約権付社債の要項に従い、一定の場合を除き、本新株予約権付社債所持人に対し、当該源泉徴収又は控除後の支払額が当該源泉徴収又は控除がなければ支払われたであろう額に等しくなるように追加金を支払う。

(2) 担保設定制限

本新株予約権付社債が残存する限り、当社又は当社の連結子会社（本新株予約権付社債の要項に定義する。以下本号において同じ。）は、(A) 外債（以下に定義する。）に関する支払い、(B) 外債の保証に基づく支払い又は (C) 外債に関する補償その他これらに類する他の債務に基づく支払いを担保する目的で、当該外債の所持人の利益のために、当社又は当社の連結子会社の現在又は将来の財産又は資産の全部又は一部にいかなる抵当権、質権その他の担保権も設定せず、かつこれを存続させないものとする。但し、(x) 当該外債又はその保証若しくは補償その他これらに類する他の債務にかかる上記担保と同様の担保を受託会社の満足する形で若しくは特別決議により承認された通り本新株予約権付社債にも同時に若しくはそれより前に付す場合、又は (y) 受託会社の完全な裁量において本新株予約権付社債所持人にとって重大な不利益とはならないと判断される担保若しくは保証を本新株予約権付社債にも同時に若しくはそれより前に付す場合又は本新株予約権付社債の社債権者集会の特別決議により承認された担保若しくは保証を本新株予約権付社債にも同時に若しくはそれより前に付す場合は、この限りでない。

この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式及び転換社債型新株予約権付社債発行の発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社株式又は当社新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社株式又は当社新株予約権付社債について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定していません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国において又は米国人（1933 年米国証券法に基づくレギュレーション S に定義する。）に対して、その計算で若しくはその利益のために、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、米国における証券の公募は行われません。

「外債」とは、当社又はその他の者が発行するボンド、ディベンチャー、ノートその他これに類する証券（満期が1年を超えるものに限る。）で、(A)外貨払の証券若しくは外貨により支払いを受ける権利を付与されている証券、又は円貨建てその額面総額の50%超が当社若しくは当社の連結子会社により又は当社若しくは当社の連結子会社の承認を得て当初日本国外で募集される証券で、かつ、(B)日本国外の証券取引所、店頭市場又はその他の類似の証券取引市場で、取引相場があり、上場され若しくは通常取引されるもの又はそれが予定されているものをいう。

(3) 当社が組織再編行為を行う場合の特約

当社による組織再編行為について提案がなされた場合、当社は、受託会社に対しては書面にて、本新株予約権付社債所持人に対しては本新株予約権付社債の要項に従い、かかる提案及び本新株予約権付社債に関する提案について通知を行うものとする。かかる通知には予定される当該組織再編行為の効力発生日を明記するものとする。また、当社が組織再編行為を行う場合、当社はさらに、受託会社に対しては書面にて、本新株予約権付社債所持人に対しては本新株予約権付社債の要項に従い、その旨及び予定される当該組織再編行為の効力発生日について通知を行うものとする。

- (イ) 当社が組織再編行為を行う場合、本新株予約権付社債が組織再編行為の効力発生日より前に償還されていない限り、当社は、承継会社等（以下に定義する。）をして、本新株予約権付社債の債務者とするための本新株予約権付社債の要項に定める措置及び本新株予約権に代わる新たな新株予約権（以下「承継会社等の新株予約権」という。）の交付をさせるものとする。
- (ロ) 上記(イ)に定める事項が生じた場合、当社は、承継会社等の普通株式が当該組織再編行為の効力発生日において（但し、不可能な場合はその直後において）日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場されるよう最善の努力をするものとする。

「承継会社等」とは、合併により設立される会社又は当社を吸収合併する会社、当社の資産の全部又は実質上全部の譲受けにより本新株予約権付社債に基づく当社の義務を承継する会社、新設分割又は吸収分割により本新株予約権付社債に基づく当社の義務を承継する会社、株式交換又は株式移転により当社の完全親会社となる会社、及びその他の組織再編行為により本新株予約権付社債に基づく当社の義務を承継する会社の総称とする。

(4) 上記(3)に定める承継会社等の新株予約権は、以下の条件に基づきそれぞれ交付されるものとする。

(イ) 交付される承継会社等の新株予約権の数

当該組織再編行為の効力発生日直前において残存する本新株予約権付社債の本新株予約権付社債所持人が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。

(ロ) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

(ハ) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編行為の条件を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して承継会社等が決定するほか、以下に従う。なお、転換価額は上記6.(5)(ニ)と同様な調整に服する。

- (i) 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前

この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式及び転換社債型新株予約権付社債発行の発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社株式又は当社新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社株式又は当社新株予約権付社債について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国において又は米国人（1933年米国証券法に基づくレギュレーションSに定義する。）に対して、その計算で若しくはその利益のために、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、米国における証券の公募は行われません。

に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編行為において受領する承継会社等の普通株式の数を受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編行為に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付される時は、当該証券又は財産の公正な市場価値（独立のフィナンシャル・アドバイザー（本新株予約権付社債の要項に定義する。以下本号において同じ。）に諮問し、その意見を十分に考慮した上で、当社が決定するものとする。）を承継会社等の普通株式の時価（本新株予約権付社債の要項に定義する。）で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

- (ii) その他の組織再編行為の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債所持人が得ることのできる経済的利益と同等の経済的利益（独立のフィナンシャル・アドバイザーに諮問し、その意見を十分に考慮した上で、当社が決定するものとする。）を受領できるように、転換価額を定める。
- (ニ) 承継会社等の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法
承継会社等の新株予約権 1 個の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、承継会社等の新株予約権 1 個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の額面金額と同額とする。
 - (ホ) 承継会社等の新株予約権を行使することができる期間
当該組織再編行為の効力発生日又は上記(3)(イ)記載の特約に基づき承継会社等の新株予約権を交付した日のいずれか遅い日から、上記 6. (8) に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
 - (ハ) 承継会社等の新株予約権の行使の条件
各新株予約権の一部行使はできないものとする。
 - (ト) 承継会社等の新株予約権の取得条項
承継会社等の新株予約権の取得条項は定めない。
 - (チ) 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - (i) 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - (ii) 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(i)記載の資本金等増加限度額から上記(i)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - (リ) 組織再編行為が生じた場合
上記(3)及び本(4)に準じて決定する。
 - (ヌ) その他

この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式及び転換社債型新株予約権付社債発行の発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社株式又は当社新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社株式又は当社新株予約権付社債について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定していません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国において又は米国人（1933 年米国証券法に基づくレギュレーション S に定義する。）に対して、その計算で若しくはその利益のために、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、米国における証券の公募は行われません。

承継会社等の新株予約権の行使により承継会社等が交付する当社普通株式の数につき、1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨て、現金による調整は行わない。また、当該組織再編行為の効力発生日時点における本新株予約権付社債所持人は、本社債を承継会社等の新株予約権とは別に譲渡することができないものとする。かかる本社債の譲渡に関する制限が法律上無効とされる場合には、承継会社等が発行する本社債と同様の社債に付された承継会社等の新株予約権を、当該組織再編行為の効力発生日直前の本新株予約権付社債所持人に対し、本新株予約権及び本社債の代わりに交付できるものとする。

8. 新株予約権行使受付代理人、カストディアン及びレジストラ

(1) 新株予約権行使受付代理人

Sumitomo Mitsui Banking Corporation Europe Limited

(2) カストディアン

The Law Debenture Trust Corporation p.l.c.

(3) レジストラ

The Bank of New York Mellon

9. 無記名式新株予約権付社債券への転換請求の制限

本新株予約権付社債所持人は、本新株予約権付社債券について、無記名式の新株予約権付社債券とすることを請求することはできないものとする。

10. 準拠法

英国法

11. 発行場所

連合王国ロンドン市

12. 募集地域及び方法

国内市場及び欧州を中心とする海外市場（但し、米国を除く。）の既存新株予約権付社債の保有者に対する、本新株予約権付社債及び2016年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債並びに現金を対価とする交換募集（既存新株予約権付社債の一部の払込みによる新規発行新株予約権付社債の発行）

なお、国内市場において募集される本新株予約権付社債及び別紙4記載の2016年満期新株予約権付社債の総額は80億円を上限とする。

13. 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称

該当なし

14. 授権株式数の確保

当社は、本新株予約権の権利行使が可能ないかなる時においても、残存する本新株予約権の全部が行使された場合に発行される株式数を、当社の授権済未発行株式中に又は自己株式として確保する。

15. 本新株予約権付社債の募集及び発行は、本新株式募集に係る新株式の発行がなされること、本交換募集にかかる応募比率（本交換募集とは別に交換募集期間中に取得に合意する既存新株予約権

この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式及び転換社債型新株予約権付社債発行の発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社株式又は当社新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社株式又は当社新株予約権付社債について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国において又は米国人（1933年米国証券法に基づくレギュレーションSに定義する。）に対して、その計算で若しくはその利益のために、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、米国における証券の公募は行われません。

付社債の額面総額及びリパッケージ債につき合理的に換算した既存新株予約権付社債の額面相当額についても応募があったとみなして計算する。)が85%(最低応募比率)以上となることを条件とする。但し、当社は平成21年10月23日までの間、既存新株予約権付社債の繰上償還等への対応に関して最善であると判断する場合には、その裁量により、本交換募集の条件の変更(最低応募比率の引下げを含む。)又は本交換募集を中止することができる。

16. 本新株予約権付社債の募集及び発行は、未決定事項の決定並びに日本及びその他関係諸国における各種の適用法令に基づく届出及び許認可を条件とする。なお、本新株予約権付社債の募集について発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件新株予約権付社債の募集における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合がある。

この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式及び転換社債型新株予約権付社債発行の発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社株式又は当社新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社株式又は当社新株予約権付社債について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定していません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国において又は米国人(1933年米国証券法に基づくレギュレーションSに定義する。)に対して、その計算で若しくはその利益のために、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、米国における証券の公募は行われません。

2016年満期新株予約権付社債の募集の概要（発行要項）

1. 種類

当社が The Law Debenture Trust Corporation p.l.c.（以下「受託会社」という。）との間で2009年11月9日（予定）（ロンドン時間、以下別段の表示のない限り同じ。）付をもって締結する信託証書（以下「信託証書」という。）に基づき発行する2016年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（以下本別紙4において「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）。

2. 本新株予約権付社債の券面

本新株予約権付社債につき、本新株予約権付社債を表章する新株予約権付社債券（以下本別紙4において「本新株予約権付社債券」という。）を発行するものとし、本新株予約権付社債券は記名式（Registered form）とする。

3. 本新株予約権付社債券の数量

未定（条件決定日において開催予定の当社取締役会において決定される数とする。）

4. 本新株予約権付社債の発行価格（募集価格）

本社債額面金額の100%

5. 本社債に関する事項

(1) 本社債の発行総額（額面金額総額）

未定（条件決定日において開催予定の当社取締役会において決定される金額とする。）

但し、国内市場において募集される本新株予約権付社債及び別紙3記載の2012年満期新株予約権付社債の総額は80億円を上限とする。

(2) 各本社債の額面金額

100,000円。なお、包括新株予約権付社債券の場合は、当該包括新株予約権付社債券が表章する本新株予約権付社債にかかる本社債の額面金額合計額とする。

(3) 各本社債の払込金額

本社債額面金額の100%

(4) 本社債と引換えにする金銭の払込みに代えて金銭以外の財産を給付する旨の契約の内容

本社債を引き受ける者との間では、本社債と引換えにする金銭の払込みに代えて、当該本社債を引き受ける者が本交換募集に応募し受け付けられた既存新株予約権付社債の残存額面総額について下記12.記載の交換募集において定められる比率に基づき計算される金額の額面金額に相当する既存新株予約権付社債を、額面100円につき100円の価格で給付する契約を締結する予定である。

(5) 本社債の払込期日

2009年11月9日

(6) 本社債の満期償還

2016年11月9日（償還期限）に本社債額面金額に償還期限までの未払経過利息を付して償還する。

この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式及び転換社債型新株予約権付社債発行の発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社株式又は当社新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社株式又は当社新株予約権付社債について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国において又は米国人（1933年米国証券法に基づくレギュレーションSに定義する。）に対して、その計算で若しくはその利益のために、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、米国における証券の公募は行われません。

(7) 本社債の繰上償還

(1) 当社の選択による繰上償還

① 当社の選択による繰上償還

2011年11月9日以降、2015年11月9日までの毎年11月9日において、当社は、本新株予約権付社債の所持人(以下本別紙4において「本新株予約権付社債所持人」という。)に対して本新株予約権付社債の要項に従い、償還日から30日以上60日以内の事前の繰上償還の通知(かかる通知は取り消すことができない。)を行った上で、償還日として指定された日に残存する本社債の全部(一部は不可)を本社債額面金額の100%の価額に当該繰上償還期日(同日を含まない。)までの未払経過利息を付して、繰上償還することができる。

「取引日」とは、東京証券取引所が開設されている日をいい、当社普通株式の終値が発表されない日を含まない。

② 残存金額の減少に基づく当社の選択による繰上償還

残存する本社債の額面金額総額が、下記の繰上償還の通知を行う前のいずれかの時点において、発行時の本社債額面金額総額の10%を下回った場合、当社は、その選択により、本新株予約権付社債所持人に対して本新株予約権付社債の要項に従い、償還日から30日以上60日以内の事前の繰上償還の通知(かかる通知は取り消すことができない。)を行った上で、償還日として指定された日に残存する本社債の全部(一部は不可)を本社債額面金額の100%の価額に当該繰上償還期日(同日を含まない。)までの未払経過利息を付して、繰上償還することができる。

③ 税制変更等による繰上償還

課税事由(以下に定義する。)のみにより、本社債に関する支払いに関し超過追加金(以下に定義する。)の支払義務があること及び当社が利用できる合理的な手段によってもかかる義務を回避し得ないことを当社が受託会社に了解させた場合、当社は、その選択により、いつでも、本新株予約権付社債所持人に対して本新株予約権付社債の要項に従い、償還日から30日以上60日以内の事前の繰上償還の通知(かかる通知は取り消すことができない。)を行った上で、償還日として指定された日に残存する本社債の全部(一部は不可)を本社債額面金額の100%の価額に当該繰上償還期日(同日を含まない。)までの未払経過利息を付して、繰上償還することができる。

但し、その日が本社債に関する支払いをなすべき日であると仮定した場合に当社がかかる義務により追加金の支払いをなすこととなる最初の日の90日前の日より前には上記通知をなすことはできない。また、かかる通知がなされた時点で残存する本社債の額面金額総額が発行時の本社債の額面金額総額の15%以上の場合、各本新株予約権付社債所持人は、当社に対して当該償還日の20日前までに通知することにより、当該本新株予約権付社債所持人の保有する本社債については繰上償還されないことを選択する権利を有する。この場合、当社は当該償還日後の当該本社債に関する支払いにつき超過追加金の支払義務を負わず、当該償還日後の当該本社債に関する支払いは超過追加金の支払いなしになされる。

この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式及び転換社債型新株予約権付社債発行の発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社株式又は当社新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社株式又は当社新株予約権付社債について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国において又は米国人(1933年米国証券法に基づくレギュレーションSに定義する。)に対して、その計算で若しくはその利益のために、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、米国における証券の公募は行われません。

「超過追加金」とは、課税事由の結果として増加した追加金（下記 7. (1)に記載される。）から、課税事由がない場合に当社が支払うべきであった追加金を差し引いた金額をいう。

「課税事由」とは、本新株予約権の要項に定められる日以降に施行される、日本国若しくはその行政下位機関若しくは課税権を有する当局の法令規則の変更若しくは改正、又は、かかる法令規則の適用若しくは公的解釈の変更をいう。

④ 組織再編事由にかかる繰上償還

組織再編事由（以下に定義する。）が生じた場合、当社は、本新株予約権付社債所持人に対して本新株予約権付社債の要項に従い、繰上償還日から 30 日以上前に通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、原則として、当該組織再編事由にかかる組織再編行為の効力発生日までの日とする。以下「組織再編償還日」という。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、以下に述べる償還金額により繰上償還できる。

上記償還に適用される償還金額は、当社普通株式の株価、ボラティリティ及びその他の市場動向を勘案した当該償還時点における本新株予約権付社債の価値を反映する金額となるように、本新株予約権付社債の要項に定める償還日及び本新株予約権付社債のパリティに応じた一定の方式に従って（本社債の額面金額の 100%乃至 180%の範囲で）算出されるものとする。

「組織再編事由」とは、①当社による合併（当社が存続会社となる場合を除く。）に関する合併契約が当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当該合併について当社の取締役会決議がなされた場合）、②当社の資産の全部若しくは実質上全部の他の会社への売却又は譲渡（本新株予約権付社債に基づく当社の義務を譲受会社に移転又は承継させる場合に限る。）が当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当該資産の売却又は譲渡について当社の取締役会決議がなされた場合）、③当社による新設分割若しくは吸収分割（本新株予約権付社債に基づく当社の義務を新設分割設立会社又は吸収分割承継会社に移転又は承継させる場合に限る。）に関する新設分割計画若しくは吸収分割契約が当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当該新設分割若しくは吸収分割について当社の取締役会決議がなされた場合）、④当社が株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合（株主総会決議が不要の場合は、当該株式交換若しくは株式移転について当社の取締役会決議がなされた場合）、又は⑤日本法に定められたその他の組織再編行為（本新株予約権付社債に基づく当社の義務が他の会社に移転又は承継されるものに限る。）が当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当該組織再編行為について当社の取締役会決議がなされた場合）を総称していい、上記合併、事業譲渡、新設分割、吸収分割、株式交換、株式移転及びその他の組織再編行為を併せて、以下「組織再編行為」と総称する。

⑤ 上場廃止等による繰上償還

(i) 金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）に従って、当社以外の者（以下「公開買付者」という。）により当社普通株式の公開買付けが行われ、(ii) 公開買付者が、当該公開買付けにおいて当社普通株式を取得することにより、当社が知りうる

この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式及び転換社債型新株予約権付社債発行の発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社株式又は当社新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社株式又は当社新株予約権付社債について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定していません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国において又は米国人（1933 年米国証券法に基づくレギュレーション S に定義する。）に対して、その計算で若しくはその利益のために、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、米国における証券の公募は行われません。

限りにおいて、当社普通株式の関連取引所（以下に定義する。）における上場が廃止となり又は上場資格を失うこととなる場合（但し、株式所有分布は、当該公開買付けによる当社普通株式の決済開始日から当該決済開始日が属する事業年度の末日まで変わらないと仮定する。）には、当社は、実務上可能な限り速やかに、但し、上記決済開始日から14日以内に本新株予約権付社債所持人に対して通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、上記5.(7)④記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額に当該繰上償還期日（同日を含まない。）までの未払経過利息を付して、繰上償還するものとする。

上記にかかわらず、当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編行為を行う予定である旨を公開買付届出書等で公表した場合には、本5.(7)⑤に記載の当社の償還義務は適用されない。但し、かかる組織再編行為が関連取引所による上場廃止の決定日又は上記決済開始日から180日後の日のいずれか早い日までに生じなかった場合には、当社は、実務上可能な限り速やかに、但し、当該いずれか早い日から14日以内に本新株予約権付社債所持人に対して通知したうえで、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を上記償還金額に当該繰上償還期日（同日を含まない。）までの未払経過利息を付して、繰上償還するものとする。

「関連取引所」とは、株式会社東京証券取引所又は当社普通株式が株式会社東京証券取引所に上場されていない場合にあっては、当社普通株式が上場されている日本国内の主たる取引所をいう。

⑥ スクイーズアウトに関する償還

当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式を対価と引換えに取得する旨の株主総会の決議がなされた場合（以下「スクイーズアウト事由」という。）、当社は、実務上可能な限り速やかに、但し、当該スクイーズアウト事由発生日から14日以内に本新株予約権付社債所持人に対して通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該スクイーズアウトによる当社普通株式の取得日より前で、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を上記④記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額に当該繰上償還期日（同日を含まない。）までの未払経過利息を付して、繰上償還するものとする。

(ロ) 本新株予約権付社債所持人の選択による繰上償還

本新株予約権付社債所持人は、その選択により、当社に対し、2011年11月9日又は2014年11月9日（以下「任意償還日」という。）において、その保有する本社債を本社債額面金額の100%の価額に当該任意償還日（同日を含まない。）までの経過利息を付して償還することを請求することができる。かかる請求をするためには、本新株予約権付社債所持人は、当該任意償還日に先立つ30日以上60日以内の期間に所定の償還通知書とともに当該本新株予約権付社債券を下記(14)記載の本

この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式及び転換社債型新株予約権付社債発行の発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社株式又は当社新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社株式又は当社新株予約権付社債について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定していません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国において又は米国人（1933年米国証券法に基づくレギュレーションSに定義する。）に対して、その計算で若しくはその利益のために、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、米国における証券の公募は行われません。

社債の支払代理人に預託しなければならない。かかる通知は当社の書面による同意がない限り、取り消し又は撤回することができない。

(8) 買入消却

当社及びその子会社（本新株予約権付社債の要項に定義する。以下本号において同じ。）は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債をいかなる価格でも買入れることができる。

当社又はその子会社が本新株予約権付社債を買入れた場合には、当社は、いつでも、その選択により（当社の子会社を買入れた場合には、当該当社子会社より消却のために当該本新株予約権付社債の交付を受けた後）、当該本新株予約権付社債にかかる本社債を消却することができ、かかる消却と同時に当該本新株予約権付社債にかかる本新株予約権は下記 6. (8) に基づき行使できなくなることにより消滅する。

(9) 債務不履行等による強制償還

信託証書又は本社債に関する義務の不履行その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の事由が生じた場合で、かつ受託会社が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより当社に対し本社債の期限の利益の喪失の通知を行った場合、当社は、本社債につき期限の利益を失い、本社債を本社債額面金額の 100% の価額に当該事由が発生した日までの未払経過利息を付して直ちに償還しなければならない。

(10) 償還の方法

償還日が営業日でないときは、その翌営業日に支払いを行う。償還日以外に支払いを行う場合、その金額の調整は行わない。

(11) 償還の場所

償還場所は、下記(14)記載の本社債の支払代理人の日本国外における所定の営業所である。

(12) 本社債の利率

未定（8.0%～10.0%の範囲内で、条件決定日において開催予定の当社取締役会において決定される利率とする。）

(13) 本社債の利息支払の方法及び期限

毎年 5 月 9 日及び 11 月 9 日に各半年分の利息を後払いで支払う。

各本社債の利息は、(i) 当該本社債にかかる本新株予約権が行使された場合には当該行使の効力発生日の直前の利払日（但し、該当日がない場合は 2009 年 11 月 9 日）後、又は(ii) 当該本社債が償還された場合には償還期日後には、これを付さない。但し、(ii) の場合において、適式な呈示がなされたにもかかわらず、支払われるべき金額の全額の支払いが不当に留保又は拒絶された場合は、この限りでない。

利払日が営業日でないときは、その翌営業日に支払いを行う。利払日以外に支払いを行う場合、その金額の調整は行わない。利息の支払場所は、下記(14)記載の本社債の支払代理人の日本国外における所定の営業所とする。

(14) 本社債の支払代理人

Sumitomo Mitsui Banking Corporation Europe Limited

(15) 本社債の担保又は保証

該当なし

6. 本新株予約権に関する事項

(1) 発行する本新株予約権の総数

未定（条件決定日において開催予定の当社取締役会において決定される数とする。）

この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式及び転換社債型新株予約権付社債発行の発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社株式又は当社新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社株式又は当社新株予約権付社債について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国において又は米国人（1933 年米国証券法に基づくレギュレーション S に定義する。）に対して、その計算で若しくはその利益のために、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、米国における証券の公募は行われません。

(2) 本社債に付する本新株予約権の数

各本社債に付する本新株予約権の数は1個とする。

(3) 本新株予約権と引換えにする金銭の払込み

本新株予約権を引き受ける者は、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 本新株予約権の割当日

2009年11月9日

(5) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数の算定方法

(イ) 種類

当社普通株式

(ロ) 数

本新株予約権の行使により当社が新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を移転（以下当社普通株式の発行又は移転を当社普通株式の「交付」という。）する当社普通株式の数は、行使された本新株予約権にかかる本社債のうち残存額面金額の総額を下記(ハ)及び(ニ)に定める転換価額で除した数とする。但し、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

(ハ) 転換価額は、当初、368,839円とする。

(ニ) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価（本新株予約権付社債の要項に定義する。以下同じ。）を下回る価額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（新株予約権の行使及び取得請求権付株式の取得請求権の行使の場合等を除く。）には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。

$$\begin{array}{r} \text{調整後} \\ \text{転換価額} \end{array} = \begin{array}{r} \text{調整前} \\ \text{転換価額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{r} \text{既発行} \\ \text{株式数} \end{array} + \frac{\begin{array}{r} \text{発行又は} \\ \text{処分株式数} \end{array} \times \begin{array}{r} \text{1株当りの発行} \\ \text{又は処分価額} \end{array}}{\begin{array}{r} \text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数} \end{array} \times \begin{array}{r} \text{時価} \end{array}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割（無償割当てを含む。）又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

(ホ) 転換価額は、2011年11月10日の東京及びロンドンにおける2営業日後の日（日本時間）（修正効力発生日）以降、(i)修正効力発生日に先立つ15取引日前の日（以下「修正計算日」という。）から修正効力発生日の前日まで（当日を含む。）の15連続取引日の当社普通株式の終値の平均値の95%相当額（1円未満の端数を切り上げる。）及び(ii)修正計算日において有効な転換価額のうちいずれか低い方の金額に修正される。修正後の転換価額は、上記(ニ)の調整に服するものとする。

但し、転換価額は、本新株式募集にかかる発行価格に70%を乗じた価額に相当する金額（1円未満の端数を切り上げる。以下「下限転換価額」という。）を下回って修正されることはなく、また転換価額が上記の結果下限転換価額を下回るまで減額される場合には、下限転換価額を修正後の転換価額とする。

この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式及び転換社債型新株予約権付社債発行の発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社株式又は当社新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社株式又は当社新株予約権付社債について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定していません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国において又は米国人（1933年米国証券法に基づくレギュレーションSに定義する。）に対して、その計算で若しくはその利益のために、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、米国における証券の公募は行われません。

(6) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

(イ) 本新株予約権 1 個の行使に際し、当該本新株予約権にかかる本社債を出資するものとする。

(ロ) 本新株予約権 1 個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の額面金額と同額とする。

(7) 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、本新株予約権の行使は本社債の現物出資によりなされ、かつ本社債が繰上償還されると本新株予約権の行使期間が終了しこれに伴い本新株予約権は消滅する等、本社債と本新株予約権が相互に密接に関連することを考慮し、また、上記(5)(ハ)記載の転換価額及び上記(5)(ホ)の修正条項を前提とした本新株予約権に内在する理論的な経済的価値と、本社債に本新株予約権を付した結果、本新株予約権付社債全体の発行に際し、本社債の利率、払込金額等のその他の発行条件により当社が得ることのできる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。

(8) 本新株予約権を行使することができる期間

2011年11月10日以後最初の東京及びロンドンにおける営業日から2016年10月26日における下記8.(1)記載の新株予約権行使受付代理人の営業終了時(行使請求地時間)までとする。

但し、(A)当社が上記5.(7)(イ)①乃至⑥のいずれかにより本社債を繰上償還する場合(上記5.(7)(ロ)③但書記載の繰上償還を受けないことが選択された本社債を除く。)には、償還日の東京における5営業日前の日における下記8.(1)記載の新株予約権行使受付代理人の営業終了時(行使請求地時間)後、(B)本社債が上記5.(7)(ロ)により繰上償還される場合には、償還通知書が本新株予約権付社債の要項に従って上記5.(14)記載の本社債の支払代理人に預託された時より後、(C)上記5.(8)記載の買入消却の場合は、当社が本社債を消却した時より後、又は、(D)当社が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益の喪失日後は、それぞれ、本新株予約権を行使することはできないものとする。

但し、(x)いかなる場合も2016年10月26日より後は本新株予約権を行使することはできないものとし、また、(y)当社が組織再編行為を実行するために本新株予約権の行使の停止が必要であると当社が合理的に判断した場合は、本新株予約権は、当社が定める期間(かかる期間は、30日を超えることはできず、当該組織再編行為の効力発生日の14日後の日以前に終了するものとする。)は行使することができないものとする。当社は、本新株予約権付社債所持人及び受託会社に対して、上記(y)記載の本新株予約権の行使の停止を決定した旨及び停止期間を、当該停止期間が開始する30日以上前に通知するものとする。

上記にかかわらず、本新株予約権の行使の効力が発生する東京における日(かかる日が東京における営業日でない場合には、その翌営業日)が、基準日又は社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)第151条第1項に従い株主を決定するために定めたその他の日(以下「その他の株主決定日」という。)の東京における2営業日前の日(同日を含む。)から当該基準日(同日を含む。)又はその他の株主決定日までの期間のいずれかの日である場合、本新株予約権を行使することはできないものとする。また、当該基準日又はその他の株主決定日が東京における営業日ではない場合であって、本新株予約権の行使の効力が発生する東京における日が当該基準日又はその他の株主決定日の東京における3営業日前の日(同日を含む。)から当該基準日又はその他の株主決定日の直後の東京における営業日(同日を含む。)までの期間のいずれかの日であるときは、本新株予約権を行使することはできないものとする。当社が

この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式及び転換社債型新株予約権付社債発行の発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社株式又は当社新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社株式又は当社新株予約権付社債について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定していません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国において又は米国人(1933年米国証券法に基づくレギュレーションSに定義する。)に対して、その計算で若しくはその利益のために、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、米国における証券の公募は行われません。

定款で決める日以外の日を基準日又はその他の株主決定日として設定する場合、当社は当該基準日又はその他の株主決定日の東京における 3 営業日までに受託会社及び本新株予約権付社債所持人に対して書面にて、本新株予約権を行使することができない期間を通知するものとする。

(9) 本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(10) 本新株予約権の取得条項

本新株予約権の取得条項は定めない。

(11) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(イ) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(ロ) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記 (イ) 記載の資本金等増加限度額から上記 (イ) に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(12) 本新株予約権の行使の効力

下記 8. (1) 記載の新株予約権行使受付代理人に本新株予約権付社債券及びその他行使請求に必要な書類が預託され、その他行使請求に必要な条件が満たされた日の午後 11 時 59 分に本新株予約権の行使の請求があったものとみなされ、従って、本新株予約権の行使の効力は、かかる時刻（日本においては当該時刻に相当する翌暦日における時刻）に発生する。

(13) 本新株予約権の行使により交付する株式に端数が生じた場合の処理

上記 (5) (ロ) 記載の通り、本新株予約権の行使により当社が交付する当社普通株式の数につき、1 株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

7. 特約

(1) 追加支払

本社債に関する支払につき、日本国又はその他日本の課税権者により課せられる現在又は将来の公租公課を源泉徴収又は控除すべきことを法令により要求される場合、当社は、本新株予約権付社債の要項に従い、一定の場合を除き、本新株予約権付社債所持人に対し、当該源泉徴収又は控除後の支払額が当該源泉徴収又は控除がなければ支払われたであろう額に等しくなるように追加金を支払う。

(2) 担保設定制限

本新株予約権付社債が残存する限り、当社又は当社の連結子会社（本新株予約権付社債の要項に定義する。以下本号において同じ。）は、(A) 外債（以下に定義する。）に関する支払い、(B) 外債の保証に基づく支払い又は (C) 外債に関する補償その他これらに類する他の債務に基づく支払いを担保する目的で、当該外債の所持人の利益のために、当社又は当社の連結子会社の現在又は将来の財産又は資産の全部又は一部にいかなる抵当権、質権その他の担保権も設定せず、かつこれを存続させないものとする。但し、(x) 当該外債又はその保証若しくは補償その他これらに類する他の債務にかかる上記担保と同様の担保を受託会社の満足する形で若しくは特別決議により承認された通り本新株予約権付社債にも同時に若しくはそれより前に付す場合、又は (y) 受託会社の完全な裁量において本新株予約権付社債所持人にとって重大な不利益とはならないと判断される担保若しくは保証を本新株予約権付社債にも同時に若しくはそれより前に付す場合又は本新株予約権付社債の社債権者集会の特別決議により承認された

この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式及び転換社債型新株予約権付社債発行の発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社株式又は当社新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社株式又は当社新株予約権付社債について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定していません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国において又は米国人（1933 年米国証券法に基づくレギュレーション S に定義する。）に対して、その計算で若しくはその利益のために、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、米国における証券の公募は行われません。

担保若しくは保証を本新株予約権付社債にも同時に若しくはそれより前に付す場合は、この限りでない。

「外債」とは、当社又はその他の者が発行するボンド、ディベンチャー、ノートその他これに類する証券（満期が1年を超えるものに限る。）で、(A)外貨払の証券若しくは外貨により支払いを受ける権利を付与されている証券、又は円貨建てその額面総額の50%超が当社若しくは当社の連結子会社により又は当社若しくは当社の連結子会社の承認を得て当初日本国外で募集される証券で、かつ、(B)日本国外の証券取引所、店頭市場又はその他の類似の証券取引市場で、取引相場があり、上場され若しくは通常取引されるもの又はそれが予定されているものをいう。

(3) 当社が組織再編行為を行う場合の特約

当社による組織再編行為について提案がなされた場合、当社は、受託会社に対しては書面にて、本新株予約権付社債所持人に対しては本新株予約権付社債の要項に従い、かかる提案及び本新株予約権付社債に関する提案について通知を行うものとする。かかる通知には予定される当該組織再編行為の効力発生日を明記するものとする。また、当社が組織再編行為を行う場合、当社はさらに、受託会社に対しては書面にて、本新株予約権付社債所持人に対しては本新株予約権付社債の要項に従い、その旨及び予定される当該組織再編行為の効力発生日について通知を行うものとする。

(イ) 当社が組織再編行為を行う場合、本新株予約権付社債が組織再編行為の効力発生日より前に償還されていない限り、当社は、承継会社等（以下に定義する。）をして、本新株予約権付社債の債務者とするための本新株予約権付社債の要項に定める措置及び本新株予約権に代わる新たな新株予約権（以下「承継会社等の新株予約権」という。）の交付をさせるものとする。

(ロ) 上記(イ)に定める事項が生じた場合、当社は、承継会社等の普通株式が当該組織再編行為の効力発生日において（但し、不可能な場合はその直後において）日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場されるよう最善の努力をするものとする。

「承継会社等」とは、合併により設立される会社又は当社を吸収合併する会社、当社の資産の全部又は実質上全部の譲受けにより本新株予約権付社債に基づく当社の義務を承継する会社、新設分割又は吸収分割により本新株予約権付社債に基づく当社の義務を承継する会社、株式交換又は株式移転により当社の完全親会社となる会社、及びその他の組織再編行為により本新株予約権付社債に基づく当社の義務を承継する会社の総称とする。

(4) 上記(3)に定める承継会社等の新株予約権は、以下の条件に基づきそれぞれ交付されるものとする。

(イ) 交付される承継会社等の新株予約権の数

当該組織再編行為の効力発生日直前において残存する本新株予約権付社債の本新株予約権付社債所持人が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。

(ロ) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

(ハ) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編行為の条件を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して承継会社等が決定するほか、以下に従う。なお、転換価額は上記6.(5)(ニ)と同様な調整及び上記6.(5)(ホ)と同様な修正に服する。

この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式及び転換社債型新株予約権付社債発行の発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社株式又は当社新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社株式又は当社新株予約権付社債について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定していません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国において又は米国人（1933年米国証券法に基づくレギュレーションSに定義する。）に対して、その計算で若しくはその利益のために、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、米国における証券の公募は行われません。

- (i) 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編行為において受領する承継会社等の普通株式の数を受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編行為に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付される場合は、当該証券又は財産の公正な市場価値（独立のフィナンシャル・アドバイザー（本新株予約権付社債の要項に定義する。以下本号において同じ。）に諮問し、その意見を十分に考慮した上で、当社が決定するものとする。）を承継会社等の普通株式の時価（本新株予約権付社債の要項に定義する。）で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。
 - (ii) その他の組織再編行為の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債所持人が得ることのできる経済的利益と同等の経済的利益（独立のフィナンシャル・アドバイザーに諮問し、その意見を十分に考慮した上で、当社が決定するものとする。）を受領できるように、転換価額を定める。
- (ニ) 承継会社等の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法
- 承継会社等の新株予約権 1 個の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、承継会社等の新株予約権 1 個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の額面金額と同額とする。
- (ホ) 承継会社等の新株予約権を行使することができる期間
- 2011 年 11 月 10 日以後最初の東京及びロンドンにおける営業日又は当該組織再編行為の効力発生日若しくは上記(3)(イ)記載の特約に基づき承継会社等の新株予約権を交付した日のいずれか遅い日から、上記 6. (8) に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- (ハ) 承継会社等の新株予約権の行使の条件
- 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (ト) 承継会社等の新株予約権の取得条項
- 承継会社等の新株予約権の取得条項は定めない。
- (チ) 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- (i) 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - (ii) 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(i)記載の資本金等増加限度額から上記(i)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式及び転換社債型新株予約権付社債発行の発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社株式又は当社新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社株式又は当社新株予約権付社債について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定していません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国において又は米国人（1933 年米国証券法に基づくレギュレーション S に定義する。）に対して、その計算で若しくはその利益のために、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、米国における証券の公募は行われません。

(リ) 組織再編行為が生じた場合

上記(3)及び本(4)に準じて決定する。

(ヌ) その他

承継会社等の新株予約権の行使により承継会社等が交付する当社普通株式の数につき、1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨て、現金による調整は行わない。また、当該組織再編行為の効力発生日時点における本新株予約権付社債所持人は、本社債を承継会社等の新株予約権とは別に譲渡することができないものとする。かかる本社債の譲渡に関する制限が法律上無効とされる場合には、承継会社等が発行する本社債と同様の社債に付された承継会社等の新株予約権を、当該組織再編行為の効力発生日直前の本新株予約権付社債所持人に対し、本新株予約権及び本社債の代わりに交付できるものとする。

8. 新株予約権行使受付代理人、カストディアン及びレジストラ

(1) 新株予約権行使受付代理人

Sumitomo Mitsui Banking Corporation Europe Limited

(2) カストディアン

The Law Debenture Trust Corporation p.l.c.

(3) レジストラ

The Bank of New York Mellon

9. 無記名式新株予約権付社債券への転換請求の制限

本新株予約権付社債所持人は、本新株予約権付社債券について、無記名式の新株予約権付社債券とすることを請求することはできないものとする。

10. 準拠法

英国法

11. 発行場所

連合王国ロンドン市

12. 募集地域及び方法

国内市場及び欧州を中心とする海外市場（但し、米国を除く。）の既存新株予約権付社債の保有者に対する、本新株予約権付社債及び2012年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債並びに現金を対価とする交換募集（既存新株予約権付社債の一部の払込みによる新規発行新株予約権付社債の発行）

なお、国内市場において募集される本新株予約権付社債及び別紙3記載の2012年満期新株予約権付社債の総額は80億円を上限とする。

13. 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称

該当なし

この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式及び転換社債型新株予約権付社債発行の発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社株式又は当社新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社株式又は当社新株予約権付社債について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定していません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国において又は米国人（1933年米国証券法に基づくレギュレーションSに定義する。）に対して、その計算で若しくはその利益のために、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、米国における証券の公募は行われません。

14. 授権株式数の確保

当社は、本新株予約権の権利行使が可能ないかなる時においても、残存する本新株予約権の全部が行使された場合に発行される株式数を、当社の授権済未発行株式中に又は自己株式として確保する。

15. 本新株予約権付社債の募集及び発行は、本新株式募集に係る新株式の発行がなされること、本交換募集にかかる応募比率（本交換募集とは別に交換募集期間中に取得に合意する既存新株予約権付社債の額面総額及びリパッケージ債につき合理的に換算した既存新株予約権付社債の額面相当額についても応募があったとみなして計算する。）が85%（最低応募比率）以上となることを条件とする。但し、当社は平成21年10月23日までの間、既存新株予約権付社債の繰上償還等への対応に関して最善であると判断する場合には、その裁量により、本交換募集の条件の変更（最低応募比率の引下げを含む。）又は本交換募集を中止することができる。
16. 本新株予約権付社債の募集及び発行は、未決定事項の決定並びに日本及びその他関係諸国における各種の適用法令に基づく届出及び許認可を条件とする。なお、本新株予約権付社債の募集について発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件新株予約権付社債の募集における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合がある。

この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式及び転換社債型新株予約権付社債発行の発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社株式又は当社新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社株式又は当社新株予約権付社債について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定していません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国において又は米国人（1933年米国証券法に基づくレギュレーションSに定義する。）に対して、その計算で若しくはその利益のために、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、米国における証券の公募は行われません。